



報道機関 各位

記者発表資料
令和元年10月24日（木）
問い合わせ先：防災課
課長：高埜
担当：横田、前岡
電話：829-1126
内線：2355

台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ（第4号）

台風第19号の被災者への支援内容について、現在さいたま市で行っている制度等をお知らせします。

詳細は、別添資料をご参照ください。

さいたま市から令和元年 台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ

令和元年10月に発生した台風第19号の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
さいたま市で行っている支援内容についてお知らせします（10月24日時点）。
なお、修正または追加となった項目については、【修正】【追加】の表示をしておりますので、ご確認ください。

また、内閣府・総務省・法務省から被災者の皆様へのお知らせがあります。詳しくは別添1をご確認ください。

減免、支給等には、災害による被害が一時的に多数生じる可能性がある場合等により、申請期限や制限等があります。

また、「対象」や「必要書類」は目安です。

詳しくは、各担当部署へご確認ください。

◆台風第19号に伴う各種支援制度

項目	対象	必要書類等	担当部署
りさい 罹災証明書	暴風、暴雨、洪水等の自然災害に伴い、家屋等に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 被災（浸水）状況の写真 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所総務課 防災・総務係 ※大宮区役所・南区役所は 総務課 防災・防犯係
り災証明書 （火災）	火災によって家屋等が被害を受けた場合で、消防が火災と被害の因果関係を確認できる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 （本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。） <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等）	各消防署 各出張所
日本赤十字社からの 救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可）	各区役所福祉課 管理係
災害見舞金の 支給	・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） <input type="checkbox"/> 認印	
災害弔慰金の 支給	災害により死亡した場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） <input type="checkbox"/> 埋火葬証明書 <input type="checkbox"/> 認印	

項目	対象	必要書類等	担当部署
災害援護資金貸付	<p>災害により①～③の負傷、損害を受けた場合</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合</p> <p>②家財の3分の1以上が損害した場合</p> <p>③住居の半壊又は全壊・流出した場合</p> <p>※所得制限があります。 ※被害状況により貸付限度額が異なります。</p>	<p><input type="checkbox"/>借入申込書</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書</p> <p><input type="checkbox"/>市県民税所得・課税証明書など、世帯員全員の直近の所得がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/>住民票（世帯員全員の記載があるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要書類</p>	<p>各区役所福祉課 管理係</p> <p>※必要書類が対象内容により異なりますので、事前にご相談ください。</p>
【修正】 市営住宅への緊急仮入居	<p>災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合</p> <p>※提供できる住宅・戸数には限りがあります。</p>	<p><input type="checkbox"/>申請書</p> <p><input type="checkbox"/>住民票(※)</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書</p> <p><input type="checkbox"/>窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類（運転免許証等）</p> <p>※手数料が無料となります。 罹災証明書を持参の上、区民課、支所、市民の窓口にお越しください。</p>	<p>埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 Tel 829-2878 Fax 825-1822</p> <p>市役所住宅政策課 住宅整備係 Tel 829-1521 Fax 829-1982</p>
浸水住宅改良資金の融資	<p>浸水を防ぐ目的として、次に掲げる工事を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事 改築における土盛り等の基礎工事 <p>【融資限度額】 300万円以内</p>	<p><input type="checkbox"/>申請書</p> <p><input type="checkbox"/>土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること</p> <p><input type="checkbox"/>市税を完納していること</p> <p><input type="checkbox"/>自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること</p> <p><input type="checkbox"/>資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること</p> <p><input type="checkbox"/>確実な連帯保証人があること</p>	<p>住宅政策課 住宅政策係 Tel 829-1520 Fax 829-1982</p>
【追加】 住宅の応急修理	<p>次の①又は②に該当し、一定の条件を満たした場合</p> <p>①災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者</p> <p>②大規模半壊の住家被害を受けた者</p>	<p><input type="checkbox"/>住宅の応急修理申込書</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書</p> <p><input type="checkbox"/>資力に関する申出書*</p> <p>※左欄①の場合に限る</p>	<p>市役所建築行政課 Tel 829-1534 Fax 829-1982</p>

各区役所、消防署の連絡先は6ページに記載

項目	対象	必要書類等	担当部署
水道料金の減額	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受けた場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ	水道局各営業所窓口 各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
道路及び家屋周辺の消毒	台風、集中豪雨等により道路冠水等があった場合	<input type="checkbox"/> 被災者からの要請等による	各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ	
市民税・県民税の減免	住宅や家財に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 損害額・補てん額を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所課税課 市民税係
固定資産税・都市計画税の減免	家屋に受けた損害が、一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所課税課 資産税係
	償却資産に受けた損害が、一定の条件を満たした場合		市役所固定資産税課 家屋・償却資産係 Tel 829-1186 Fax 829-1986
【修正】 市税及び国民健康保険税の徴収猶予	納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付し、又は納入することができない場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳、保険証券、給与明細書の写し等 <input type="checkbox"/> 罹災証明書若しくは被害を受けた財産及び被害額・補てん額等を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所収納課 収納係 市役所債権回収課 Tel 829-1196 Fax 829-1964 ※国民健康保険税の担当部署は債権回収課のみ
国民健康保険税及び一部負担金の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所保険年金課 国保係

項目	対象	必要書類等	担当部署
国民年金保険料の免除	住宅や家財等の被害金額が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 被害額・補てん額を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号のわかる書類（年金手帳等） <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所保険年金課 年金係
【修正】 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所保険年金課 福祉医療係
介護保険料及び介護保険利用者負担の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に來られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 個人番号確認資料（個人番号カード又は通知カード） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所高齢介護課 介護保険係
特定教育・保育施設等利用者負担額（保育料）の減免 放課後児童クラブ指導料の減免	児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①～③の損害を受けた場合 ①床上浸水以上 ②全焼、全壊 ③半焼、半壊	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所支援課 児童福祉係
障害福祉サービス等の利用者負担額の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所支援課 障害福祉係
障害児通所支援の利用者負担額の減免			
自立支援医療等の自己負担額の減免			

項目	対象	必要書類等	担当部署
一般廃棄物処理手数料(家庭ごみに限る)の減免	台風等の局所被害によって生じた枝木をごみ処理施設に搬入する場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証	西部環境センター (西区大字宝来 52-1) TEL 623-4100 Fax 622-5353
	災害によって生じた家庭ごみを直接ごみ処理施設に搬入する場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 認印	東部環境センター (見沼区大字膝子 626-1) TEL 684-3802 Fax 686-0466 クリーンセンター大崎 (緑区大崎 317) TEL 878-0989 Fax 878-0959 桜環境センター (桜区新開 4-2-1) TEL 710-6010 Fax 838-5310 ※お近くのセンターへお問い合わせください。
・経営・金融特別相談窓口の開設 ・さいたま市中小企業融資制度の利用	市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問合せください	公益財団法人 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6652(経営全般) TEL 851-6391(資金繰り) Fax 851-6653
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	災害により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	ひとり親家庭就業・自立支援センター(子育て支援政策課内) TEL 829-1948 Fax 829-1960
【追加】 教科書・教材・学用品の支給	住家の被害(全壊、流失、半壊又は床上浸水、もしくは全焼、半焼)により、教科書・教材・学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小・中・中等教育学校・特別支援学校・高等学校・専修学校・各種学校の児童生徒	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書(写し可)	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

令和元年10月24日 12時時点 (第4号)

発行：さいたま市役所

項目	対象	必要書類等	担当部署
【追加】 就学援助制度 (学用品の購入や給食費等の援助)	本市にお住まいで、経済的理由により就学困難(罹災により経済的に就学困難となった場合を含む)と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)の児童生徒の保護者	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問い合わせください。	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

【各区役所の代表電話番号】 ※FAXは区総務課

西区 : 622-1111 【FAX】 620-2760	北区 : 653-1111 【FAX】 669-6160	大宮区 : 657-0111 【FAX】 646-3160	見沼区 : 687-1111 【FAX】 681-6160
中央区 : 856-1111 【FAX】 840-6160	桜区 : 858-1111 【FAX】 856-6270	浦和区 : 825-1111 【FAX】 829-6233	南区 : 838-1111 【FAX】 844-7270
緑区 : 874-1111 【FAX】 712-1270	岩槻区 : 790-0111 【FAX】 790-0260		

【各区の消防署 代表電話番号】 ※各出張所の連絡先につきましては、各区の消防署にお問い合わせください。

西区 西消防署 : 623-1199 【FAX】 625-2818	北区 北消防署 : 654-3456 【FAX】 654-3455	大宮区 大宮消防署 : 648-6505 【FAX】 648-9987
見沼区 見沼消防署 : 681-0119 【FAX】 681-0120	中央区 中央消防署 : 852-9119 【FAX】 857-8473	桜区 桜消防署 : 836-0119 【FAX】 836-0139
浦和区 浦和消防署 : 833-1319 【FAX】 833-1233	南区 南消防署 : 861-0119 【FAX】 861-1954	緑区 緑消防署 : 873-0119 【FAX】 875-1869
岩槻区 岩槻消防署 : 797-0119 【FAX】 798-0789		

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

◎令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、
総務省特設ページ (http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html)
などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

総務省
特設ページ**② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）**

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害**によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行すれば**、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による **破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和元年10月10日(木)から令和4年9月30日(金)まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）